

全建事発第5号
平成22年4月9日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
〔公 印 省 略〕

下請建設企業の資金繰り対策について

建設投資の減少、建設業に対する金融機関の融資態度の厳格化など、中小・中堅建設企業等が厳しい経営環境に直面している中、国土交通省においては、平成21年7月より、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する手形等債権の期日前の資金化を支援する下請資金繰り支援事業を開始したところですが、当該事業による手形等債権の買取は、平成22年3月末日をもって終了し、今後は、同年3月から開始した下請債権保全支援事業により、下請建設企業等への金融支援を行うこととしたところです。

下請債権保全支援事業は、下請建設企業等に対し、元請建設企業への債権の支払期日における支払を保証するもので、当該債権を支払期日前に資金化するものではありませんが、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する手形であって、下請債権保全支援事業により支払が保証されたものについては、手形の買取、割引等を行うファクタリング会社等において、下請資金繰り支援事業と同様に手形振出人の倒産等のリスクを負うことなく、支払期日前に手形を資金化することができることとなります。

つきましては、貴会会員企業に対する周知方よろしくお願い申し上げます。



国総建第288号
国総建整第319号
平成22年3月31日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省建設流通政策審議官



下請建設企業の資金繰り対策について

建設投資の減少、建設業に対する金融機関の融資態度の厳格化など、中小・中堅建設企業等が厳しい経営環境に直面している中、国土交通省においては、平成21年7月より、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する手形等債権の期日前の資金化を支援する下請資金繰り支援事業を開始したところですが、関係者に対して通知した別添1の経緯のとおり、当該事業による手形等債権の買取は、平成22年3月末日をもって終了し、今後は、同年3月から開始した下請債権保全支援事業により、下請建設企業等への金融支援を行うこととしたところです。

下請債権保全支援事業は、下請建設企業等に対し、元請建設企業への債権の支払期日における支払を保証するもので、当該債権を支払期日前に資金化するものではありませんが、他方、中小・中堅建設企業を取り巻く経済・金融環境は依然として厳しく、下請建設企業等の資金繰りを引き続き支援することは重要です。国土交通省としては、関係者に対して通知した別添2のとおり、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する手形であって、平成22年3月から開始されている下請債権保全支援事業により支払が保証されたものについて、当該支払保証をしたファクタリング会社等が、支払期日前に、当該手形の買取、割引等により資金化することは、下請債権保全支援事業の観点からは問題ないと考えていますので、下請建設企業等は、このような手形の買取、割引等を行うファクタリング会社等において、下請資金繰り支援事業と同様、手形振出人の倒産等のリスクを負うことなく、支払期日前に手形を資金化することができることとなります。

つきましては、上記について、管下の市町村等や建設業者団体に対し、周知をお願いします。

【別添1】

国総建第315号

国総建整第284号

平成22年3月31日

財団法人 建設業振興基金

理事長 鈴木 政徳 殿

国土交通省建設流通政策審議官

下請資金繰り支援事業による債権買取の終了について

下請資金繰り支援事業については、平成21年度第1次補正予算で措置した平成21年度建設業振興費補助金96億円により、貴基金に建設業金融円滑化基金を造成し、これを財源として同年7月より事業を開始したが、「平成21年度第1次補正予算の見直しについて」（平成21年10月16日閣議決定）を受け、同年12月、貴基金より同補助金のうち59億円及び当該額の運用から生じた果実を国に返納いただいたところである。

前記閣議決定の前提となる平成21年度第1次補正予算の事業に係る執行の見直しの方針においては、基金造成事業（地方公共団体が造成するものを除く）について、「平成22年度以降に基金からの支出が見込まれる部分について、交付済みのものは自主返納の要請（中略）を行う。自主返納（中略）に伴い、平成22年度以降に支出を要する場合には、予算編成過程において、その必要性を検討する。」とされていることから、現在、下請資金繰り支援事業のために積み立てられている建設業金融円滑化基金の額は、平成21年度に、同事業により買い取られた債権に対する金利負担助成及び損失補償（以下「助成等」という。）には充てることができるものの、平成22年度における助成等には充てることができない。

このため、平成22年4月以降に買い取られた債権は、助成等の対象外となるので、貴基金におかれては、現在、協定を締結して債権買取を行っているファクタリング会社に対し、その旨周知いただくとともに、平成22年3月末日までに本事業による債権の買取を終了するよう要請願いたい。

また、これに伴い、「下請資金繰り支援事業について」（平成21年6月15日国総建第67号、国総建整第67号国土交通省建設流通政策審議官通知）、「下請資金繰り支援事業に係る事務取扱いについて」（平成21年6月19日国総建第68号、国総建整第71号国土交通省総合政策局建設業課長・建設市場整備課長通知）及び「平成21年度建設業振興費補助金（建設業金融円滑化補助金）交付要綱」において、下請資

金繰り支援事業による債権買取の期限を平成22年3月31日とする改正を行ったので、併せて前記ファクタリング会社に周知願いたい。

なお、「平成21年度建設業振興費補助金（建設業金融円滑化補助金）交付要綱」第7条第2項においては、「事業が終了（中略）した際には速やかに基金の精算を行い、これに残額が生じた場合には、国に返納するものとする。」とされていることから、貴基金におかれては、平成22年3月末日までに本事業により買い取られた全ての債権の支払期日の終了後、金利負担助成及び損失補償に係るファクタリング会社への支払いを行う等速やかに基金の精算を行い、当該基金の残額を国庫に返納していただくようお願いする。

【別添2】

国総建第287号

国総建整第318号

平成22年3月31日

財団法人 建設業振興基金

理事長 鈴木 政徳 殿

国土交通省総合政策局

建設業課長

建設市場整備課長

下請債権保全支援事業により保証された手形を活用した期日前の資金化について

建設投資の減少、建設業に対する金融機関の融資態度の厳格化など、中小・中堅建設企業を取り巻く経済・金融環境は厳しさを増している。

平成22年3月より開始された下請債権保全支援事業は、下請建設企業等の経営・雇用の安定や連鎖倒産の防止の観点から、下請建設企業に対し、元請建設企業への債権の支払期日における支払を保証するものであるが、当該債権を支払期日前に資金化することを支援するものではないことから、下請建設企業の資金需要には直接対応していない。

しかしながら、下請債権保全支援事業により支払が保証された手形について、当該支払保証をしたファクタリング会社又はその関係金融機関が、支払期日前に、当該手形の買取、割引等により資金化することは、貸金業法（昭和58年法律第32号）その他関係法令に抵触しない限り、下請債権保全支援事業の観点からは問題ないことから、ファクタリング会社においては、現下の建設業を取り巻く厳しい金融環境及び下請建設企業等の資金需要を踏まえ、下請建設企業等の資金繰りを支援する観点から、適切に対応していただくことが望まれる。

貴基金におかれては、この旨、協定を締結して下請債権保全事業による債権の支払保証を行っているファクタリング会社に対し周知徹底していただくようお願いする。